

令和3年第10回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和3年 10 月 18 日 (月) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 井上 健夫 | 2番 | 井町 哲 | 3番 | 村上 浩一 |
| 4番 | 縄田 善博 | 6番 | 安部 好恵 | 7番 | 俵 薫 |
| 8番 | 中嶋 誠 | 9番 | 石田 健治郎 | 10番 | 萬代 泰生 |
| 11番 | 伊藤 美和子 | 13番 | 伊藤 新司 | 14番 | 中野 修 |
| 15番 | 馬屋原 眞一 | 16番 | 岸 英法 | 17番 | 武藤 康志 |
| 18番 | 安富 法明 | 19番 | 山本 正二 | | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 三戸 勲 | 安永 彰 | 野上 武史 |
| 岩山 澄男 | 山縣 正明 | |
- 5 欠席農業委員
- | | |
|---------|-----------|
| 5番 倉増 知 | 12番 前田 耕次 |
|---------|-----------|
- 6 事務局
- | | | |
|------------|----------|----------|
| 事務局長 吉村 昌展 | 主幹 中村 正寿 | 主事 小幡 和希 |
|------------|----------|----------|

	午後 2 時開会
事務局	互礼。
議長	それでは、只今より令和 3 年第 1 0 回総会を開催いたします。本日の出席委員 1 9 名中 1 7 名、よって定数に達しておりますので、本総会が成立している事をご報告いたします。ちなみに本日欠席の委員、5 番倉増委員、1 2 番前田委員 2 名でございます。それでは美祢市農業委員会会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により議事録署名委員を議長のほうより指名をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい、ありがとうございます。それでは、指名いたします。1 0 番 萬代委員、1 8 番 安富委員よろしくお願ひいたします。今日は委員の皆さんの机の上になんか真新しい、私がついていけないような難しそうな物が置いてありますけれど、これについてまず議事に入る前に事務局より説明がございませう。よろしくお願ひします。
事務局	本日、委員の方々にはちょっとタブレットのほうを机の上に置かさしてしております。これにつきましては将来的には本格的なデジタル化が想定される中で、円滑なデジタル化に向けて、総会でタブレットを使用させていただいて、どんな感じかというのをちょっと知ってもらえたらと思っ、て、ちょっと今日はタブレットのほうを置かさしてもらっております。ちょっと使用につきましては、ちょっと小幡の方から。
事務局	はい。委員さんの机の上に置いてあるタブレットの中に、今回の議案書と参考資料を P D F で入れてあります。配布している資料と同じものなんですけど、どちらか見やすい方を見ていただければなと思ひます。このタブレットだと、何ていうんですか、ズームが出来たりするので多少は紙の資料よりは見やすいのかなと思ひます。以上です。
事務局	どういう感覚というのをちょっとこう体験していただければ良いかなと思っております。以上です。
俵委員	今後の展望というのはない、来年になにをするかどうか。
事務局	今後につきましては皆様方の意見を聞いてですね、いずれ直ぐにちょっとタブレット化も難しいと思うんですけど、ちょっと意見を聞いて参考にしたいと思っております。以上です。それと通信環境が整っておられる方ちょっと挙手していただいてもよろしいでしょうか。W i - F i とか。

委員	挙手。
事務局	はい、ありがとうございました。今の3分の2の方は、Wi-Fiとか通信施設があるという事です。以上です。
議長	いいですか。それでは、議事に入りたいと思います。議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	<p>4件朗読。</p> <p>1件目。農地を取得し、農業経営拡大の為申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借り受け地について、適正に耕作されています。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たしています。第5号の下限面積要件は当市の1,000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。自宅から遠く、高齢で耕作管理が困難な譲り渡し人から建物と併せて申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件について譲り受け人は新規の農地取得ですが、耕作をするにあたり必要な農機具を購入する予定で、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第7号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。耕作管理が困難な譲り渡し人から申請地を譲り受けるものです。この件につきましては、農地法第3条第2項の第1号から第7号の農許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>4件目。耕作管理が困難な譲り渡し人から申請地を譲り受けるものです。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号から第7号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。2番は除くでいいんですね。2番は除くです。はい。

中嶋委員	中嶋です。1番の●●●よく皆さんもご存じの●●●●●の真隣、駐車場の真隣の●●●よりです。3町ほど田んぼがございまして、農業経営拡大というか、ダリアをこれから植えて、観光客に、出来れば栽培していきたいということでございました。今、現在はまだ草がかなり生えてまして、草を刈ってきれいにするようにゆうふうな会長の方から指導がありました。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	3番4番全部まとめてやってください。
中嶋委員	すみません。10月7日に会長と私と俵委員と事務局の小幡さん4人で調査いたしました。続きまして、3番の●●の●●という所でございます。●●の交差点●●●●の所から南の方に行きまして、●●●●というクリーニング屋さんがありまして、それから少し300mぐらいに行った所でございます。耕作管理が出来ない所有者からの譲り受けて、自家用野菜を今後作っていく予定だという事でございます。奥の方が少し藪で荒れておりましたが、近日中に草刈りをする予定だという事でした。続きまして、4番これも●●地区、先程の所から現場からすぐ近くでございます。同じく耕作管理が出来ない所有者からの譲り受けて、栗、柚子、梅を植えていくという事でございます。3件とも周りには広い所ございまして、支障はないかと思っております。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。ちょっと3番目について私の方から補足しときます。今奥の方が荒れっておって草を刈るように私が指導したという話がありましたけれど、奥は●●さんの土地じゃなくて他の人の土地でございますので、全くその方は問題ございませんので、それでは地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。
野上推進委員	はい。推進委員の野上と申します。1番の●●●の件なんですけれど、これは完全に管理はできておりません。全くこれはもう、そして、今度は後で下を刈るとかですね、言っておられるようですけども、やっぱりこれはもうだめだと思います。以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	はい。3番目、4番目、はい。
岩山推進委員	大田推進委員の岩山といいます。資料3番ですね、3番4番ほとんど近くの件ですが、一斉に管理されていると思います。中嶋委員が言われた通り問題ないと思いますので、審議の程よろしく申し上げます。

議長	はい、ありがとうございます。それでは、委員の皆さん何かご意見等ございましたお願いいたします。はい。
井上委員	これ、4番目の住所が違うと思うんですが。
議長	4番、あ、●●●になってる。
井上委員	●●●●●。20ページも同じ●●●●●になっている。
事務局	はい。議案の方なんですけど、20ページに、この3ページと全く同じものがついているんですけど、20ページは全く同じものが、別のページについてしまったので、20ページの方は申し訳ないですけど、削除というか、していただければと思います。申し訳ありません。
議長	4番、●●●を消して●●●に。えっとですね。上が出来てない部分も確かにございます。周りのネットから外、鹿よけのネットから外から畦畔にかけては、草刈りとその1、2年やられた様子はないようでございます。ただ、ネットの中につきましては、キウイフルーツが植えてありまして、これに今から伸びるであろう棚が作っておりますけれど、私が見ている限りでは、3、4年あまりキウイフルーツが大きくなったような気配は感じておりません。そういうところでございますけれど、このまま、本人されても、今から花を植えてきちんと管理をするという事でございます。バラとダリア確か500本ずつだったというふう聞いております。あとは委員の皆さんのご判断に委ねようというふうに思っております。
中野委員	盤を抜かんや駄目いね。キウイも20本とか30本植えちゃう、植えちゃうけどつかわいんね、2、3本ついちよる盤を抜かんや絶対つかいんね。花ならいいけどバラはだめいね。
安富委員	地元の委員さんがじゃね、いろいろ問題があるって言おっつていいか悪いか。
中野委員	わしがやかましく言うちょこう。

議長	中野委員に指導をお願いするという事でもよろしゅうございますかね。私の知っている限りではその人は、炭鉱の坑道で、がそれこそクモの巣ごとくはりめぐらされてる、堀めぐらされてる所でございます。盤を抜けば水はなくなると思いますけれど、何らかの措置をしなければ今後も何を作っても駄目なんじゃないかな。それと、これについてちょっとあれしますと、●●さんより●●さんが、ここを利用増進によって借りて今まで作っておられた所でございます。よって今回買われる所については利用増進の関係がありまして、全部耕作を見に行ったと、確認に行っただという次第でございます。●●●っていうのですか、の隣でございますので、多分きちんとされるんじゃないかと、それともう一つ、あの私の方から現地で、行政書士の方に責任を持って貴方の方が責任を持って、きちんと指導しながらきちんとしたものにして下さいよと、こういう状態で行政書士さんが農業委員会に出されること事態ちょっと問題がありますよというふうなことで、釘を刺しておきました。昨日通った時には草が刈ってあったように思います。はい。
井町委員	中野委員に任そう。
中野委員	川土手の方を社長が刈りよって
議長	中野委員に指導を任せるという事でもよろしゅうございますか。はい。採択に移りたいと思います。
馬屋原委員	ちょっと、一つあるんじゃないけど2番は引っ越してくるんか。どねなかいね。
議長	引っ越してくる。
馬屋原委員	引っ越してくるんじゃないね。
議長	今まだこっち側に転居しておられないんだと思います。それで●●●の住所で申請が出て、そうですね。
事務局	はい。
馬屋原委員	その時には面積はどねなっちょる。

議長	新規就農です。新規就農は現地調査がありません。
馬屋原委員	現地調査はええちゃ、面積。
議長	下限面積も、1,000だから、
馬屋原委員	1,000だからええちゅう事。
議長	問題ありません。
馬屋原委員	●さんの家に移ってくるわけね。
議長	そうです。
馬屋原委員	わかりました。
議長	それでは、採決に移りたいと思いますがよろしゅうございますか。（「はい」の声）議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。1番の件につきましては中野委員よろしくお願いいたします。（「はい」の声）全員賛成。よって議案第1号は原案の通り決定をさせていただきます。 続きまして、議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局	<p>4件朗読。</p> <p>1件目。申請者は市内に居住するパートの方です。申請地は、●●●●●から北へ3.6kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。母の自宅から近く、利便性も良い為、申請地を取得し自己用住宅、カーポートを設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しない為、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。申請者は市内に事務所を置く農事組合法人です。申請地は、●●●●●から北東へ5kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地となります。既存の農業倉庫では手狭となってきた為、申請地を取得し、新たに農機具置き場、車庫を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しない為、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。申請者は●●●●●に本店を置く再生可能エネルギー発電事業を営む法人です。申請地は、●●●●●から南西へ2kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地となります。申請地を取得し売電事業を行う為、最大発電出力99kwの太陽光発電施設を設置するものです。この案件について、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>4件目。申請者は●●●●●に居住する会社員です。申請地は、●●●●●から南東へ830mの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。奥さんの実家の土地で、地域的に閑静で住みやすい為、申請地を借り受け自己用住宅を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しない為、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。まず、2番の件から入りたいと思いますけれど、岩山推進委員、すいませんけれど退席をお願いいたします。それでは、再会いたします。2番の件につきまして現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
俵委員	<p>はい。7番の俵です。2番ですが資料6を見ていただけたら、ここ●●●●●の●●●●●地内なんですけど●●●●●なんですけど、申請地の地図の右側のちょっと入っていないんですけども、それから●●●●●の方に300m、400mぐらいな所がございます。農地とすれば、手前が道路にあって後ろ側に原野である農機具倉庫が建っており、右側の自己保全のような農地でした。その所の三角の農地に倉庫を建て替えるという事で、周囲の農作業、農地に関してはたいして影響はないというふうに思ってきました。以上です。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元推進委員さんが今退席中でございますので、これ先月出た案件でございます。●●●●●の農</p>

委員	<p>機具倉庫を作るという事で、先月、除外といいますか、1件が変更が出たところです。委員の皆さん何かご意見等ございましたかお願いいたします。既存の倉庫の続きでございます。よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい。そしたら、2番だけ採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第2号の2を原案の通り決定をいたします。岩山委員の着席されました。議案第2号の1、3、4につきまして現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
俵委員	<p>続いて、同じく7番の俵でございます。1番の件ですが場所は●●になります。●●●●●から●●●●●方面に2、300m近寄った所の土地になりますが、資料の5を見ていただければ、この三角の土地の右手側は●●●と左手側は道路となっており三角の上側は住宅が建っております。周囲に農地もなくここ住宅を建てられても周囲の農業環境には何ら影響はないと考えて帰ってまいりました。3番続けてよろしいですね。</p> <p>続きまして3番目になります。場所はですね●●●の交差点、●●●●●の所から●●●方面に向かいましてしばらく行きますと橋があって、その橋の手前を右側に入る場所になります。以前ここは太陽光発電と道路の上に反対側に植林がでた所のその奥にあって、今あまりいい状態じゃないのかなというふうに見かけました。そこに太陽光発電を設置されるということであって、周囲の環境、農業、農地も全く影響ないというふうに見てまいりました。問題はないというふうに思っております。以上です。</p> <p>次、4番目、場所はですね、●●の郵便局があります。それから●●●方面に2、300m行った所に左に入る道がありまして、この道を抜けますと●●の●●の市営住宅、●●●●●方面に抜ける道ですがその道に入ったすぐ左の上の方にあります。これも道路下側の道路左側の上の住宅に入る進入路の上側が周囲はあと残った所は、家が建っているという事で、ここに家を建てられても問題はなかろうというふうに判断しました。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
山縣推進委員	<p>推進委員の山縣です。1番につきまして今、俵委員さんが言われたように別段問題ないし、雨水も道路脇に水路があるし下水もちゃんと整備されていますので、問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。</p>

安永推進委員	推進委員の安永です。俵委員の言われた通り周囲には何ら影響ないものと思います。ご審議をお願いいたします。
三戸推進委員	4番目の秋吉の推進委員の三戸でございます。●●●の●●さんの下になりますが、そこに●●に、いらっしゃいます、●●さんが家を建てるということで、お子さんもいらっしゃるようで、●●●に人口が増えるという事で、喜ばしく思いわれます。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。
馬屋原委員	ちょっと聞いてみるんやけど、3番の太陽光やけど個人でやると49.5は作れるその倍やけど二口で申請するんですか。
議長	事務局。
事務局	もう一度お願いします。
馬屋原委員	一区画49.5kwじゃね、49.4どっちか忘れたんやけど
事務局	大体49.5kwですけど、パワコンの数によってその発電出力が変わるので、
馬屋原委員	普通通り申請しても、二口でも、三口でも個人が簡単にできる。
議長	出来ないです。地番が違わないと出来ない。
馬屋原委員	だから、そのことよ。出ちよるけどええんかね。
議長	これは、管理責任者がつくんですよね。49.5kw以上は、電気管理責任者っていうんですかね。要するにその施設を管理する、持った人がいればオッケーなんです。

馬屋原委員	何たらいう会社が持ちよってその管理者も持ちよて、ただお金だけをもろうって名義だけ、申請の時だけこの人の名義にするだけ。
議長	これは、再生可能エネルギーの会社で今まで出てきよった●●●●●なんかのように、土地を買ってただ人に売却する個人に売却するって形じゃどうもないようです。
馬屋原委員	それをはっきりと、なんでもかんもええって言いながらじゃ二口を個人で簡単にできるんじやたらちょっと問題があると。だからその辺はどうなんか議題確認したいだけ、別に反対とかなんかじゃなくて、脱法行為になる簡単にそれをわけのわからんまま、ゆう意味が分かる。
議長	わかります。
石田委員	ちょっとよろしいですか。わたくしの個人的な見解なんですけれども、土地を貸しますという事ですかね、土地を売るってじゃなくて、●●さんが土地を貸しますで事業主は、
議長	所有権移転ですから、会社に土地の名義変わります。貸すんじゃないです。
石田委員	だから、どっちかちょっと聞き取れなかったから聞いているんですよ。土地をもう売るわけですよ。
議長	もうこれ権利の内容の所が、所有権の所という字が書いてありますんで、これ所有権移転です。
石田委員	所有権移転ですね。
議長	はい。
石田委員	土地を買って発電事業をするという

議長	じゃないです。売るんです。会社が買い取るんです。土地を。
石田委員	いやいや、だから会社が買い取るんでしょ。●●さんは売るんですよね。
議長	そうです。
石田委員	ですよね。土地を買った買う事業主がその事業をするわけですよね。そうするとその事業主がそういう電気事業等の事業ができる資格とかそういうすべてがあれば問題ないと思うんですよね。
議長	そりゃ問題ないです。
石田委員	今問題になっていること特に私わかんなかったけど。
馬屋原委員	普通こういうのはね、私ゃ考えが間違ごうちよっちゃいけんけど、あくまでこういう申請で来るけど、結局は誰か出資者募ってやね法人に名変するんじゃやっぱり、ずっとこの人ら持ちよらせんちゃ。
石田委員	いや、だからそれは今度土地ではなくて、●●●●●の貸付をする。
馬屋原委員	だけど、その時に
石田委員	土地はもうこの会社が買ってるんですよ。
馬屋原委員	そりゃおそらくね賃貸借じゃないという事で、これがわからんから聞いてみよういね、ようは49.5で申請する一区画それでOKで、OKそのまま99kWでやるところやけ基本的に個人じゃほとんど出来んと思うんやけ、出来んからそれをこの人ら絶対土地絶対持ちよらんけ、その後はどうなつちよるか知りたいだけ。
石田委員	太陽光会社がその電気をどのようにファンドするのかどうかその道のりを分からないという。

馬屋原委員	そういうのは関係ないと思います。
委員	管理するんなら全然問題ない。
俵委員	僕もあまり詳しくないんですけども、例えば、僕●●●●と契約して年間一般電気工作物やったら50K未満の一般電気工作物で50K超えると自家用電気工作物というのがあります。50Kを超えたらわれわれは100V、200Vで一般電気工作物ですけど、50Kを超えたら自家用電気工作物だと6,600Vでその場合には主任電気工事士置きなさいというのがあって、一般的に多いのは、例えば僕は小さい工場建てて主任工事士を持ってない場合は、中国電気保安協会なんです。年間委託契約して主任技術者契約。多分この逆バージョンではないかな。だから売電をするという事で電気事業法の中の50Kを超える場合で50K未満で工作をやられるという事であまり難しい問題じゃないんじゃないかな、今ちょっと不勉強で言ったんですが、電気工作物から電気を売買の逆バージョンでいくとそういうふうな話になるんじゃないかなと、すみませんいらんこと言って。正確じゃないかもしれせん。
議長	最終的には、どうするようにします。
石田委員	最近、よく再生可能エネルギーによる現地の承認というのが、そういう価値観を持っている人が買うわけですよ。それで売買するんじゃないかなと私は思うですよ。
俵委員	発電事業をやる会社の内部の売電事業、内部のやる事なんでわかんない。 (発言多数で聞き取り不能)
事務局	すみません。今のところでのこの事業計画書には、●●●●●さんが取得して、その後に個人に売るとか所有権移転するとかそういった事は書いてありません。
議長	申請書の中には、個人に転売をするという事については明記はないという事でございます。他に何かご意見ございませんか。ない

	ようございましたら、採決に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは、議案第2号の2番を除いて、1、3、4について採決をしたいと思います。原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。賛成多数。よって、議案第2号、1、3、4につきましては、決定をいたします。
岸委員	保留はないの？
議長	反対じゃなくて保留、すいません。賛成か反対かしか、取ってませんでしたすいません。ただ、保留の方いらっしゃったら挙手をお願いします。
縄田委員	ちょっと質問いいですか。
議長	はい。保留2名。
縄田委員	今の件じゃけど、またこれ所有権買い取る、土地を買い取るという話なんだけど、買い取った後また転売した時、もうこれは宅地になるから農業委員会は通らんわけですよ。
議長	通りません。ただ、計画通りにやっていただければ、また元の状態に戻ります。農地の状態に戻りますので、計画変更等々の申請をしなければいけません。だから、一旦はこの計画通りに太陽光発電の設備をここに設置をするということが、この農地転用の5条転用の大前提になります。その後、ここをそれを解体をして撤去して、宅地等に転用、転用と言いますか、変えることは今度は事業ですね。
縄田委員	パネルを付けたままでも、転売できるんですね。
議長	ただ、転売をしてかなりのお金をかけてやって転売をして、そうどうこうっていうのは、うちでは私はないです。

縄田委員	ないけど、農業委員会として何も関係ないっていうかもう普通の商売なんですよ、転売しようが誰が所有を持っているかも、太陽光設置会社とすげえ離れているからわからん。
議長	ただ、太陽光を作って完成届までは出していただかないと農業委員会のほうも完了とはいえません。
縄田委員	農地から変わるからね。それ以降はわからんね。●●●が固定資産税とるからだれが持っているからわかる。
議長	続きまして、議事順位第3 議案第3号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	朗読。 申請地は●●●●●から西に730mの位置にあるの農用地区域内農地です。高齢となり、今後農地を管理することが困難な為植林をする為の農振除外です。以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いします。
中嶋委員	はい、8番中嶋です。場所的には資料9の地図、●●●●●の左斜っていうか西北にございます。高齢者74歳の方なんです、農地を管理できないので、クヌギを300本ほど植えたいというような話でした。周りは山でして、別段問題はないかと思えます。ご審議よろしくお願いたします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、地元委員より補足説明ございましたらお願いたします。
岩山推進委員	はい。大田の推進委員岩山です。中嶋委員が言われていましたように、ここはかなり田んぼの一番奥で、イノシシの運動場みたいな所です。何ら問題ないと思えますので、審議の程よろしくお願いたします。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さん何かご意見等ございましたらお願いたします。よろしゅうございますか。（「はい」

委員	<p>の声) はい。それでは、採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案に対し、当番委員の報告による協議結果を意見として、決定をすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第3号は協議結果を附して市長の方に送付します。</p> <p>続きまして、議事順位第4 議案第4号 農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地判断（非農地通知）についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、9ページ目から12ページ目の方にお開けいただけますか。それで、今年の8月から9月にかけて、皆さんと事務局のほうで農地パトロールを行いました。その中でパトロールの中でこれはもう農地性はない、再生しても再生利用がもう困難な農地であるということについて皆さんの方が判断したものが、9ページ目から11ページの方に記載し、21名11ページの方一番最後の方に合計といたしまして、21名、そして筆数は56筆、面積でいきますと41,314㎡ございました。この表は左の方からいきますと所在地とそして地番、そして地目、そして面積、真ん中の方にいく現在の所有者の名前が記載されております。決議年月日は今日の総会で皆さんの方に周知判断をしてもらいたいと思っております。非農地通知の発行年月日ですが、10月の13日に法務局と協議後としていますが、10月13日法務局の方に行きまして、本来でありましたら12月の総会で決定するわけなんですけど、農地法の運用規定がちょっと新改訂されたため調査後直ちについていう事で変更になりまして法務局に行って協議し、いつも年末は法務局、地目変更登記が多いんで、年明けぐらいから地目変更登記してもらえるように、登記所有者さんの方に地目変更届のお願いという事で文章を付けておりましたが、今回56筆ぐらいしかありませんので、法務局さんのこの決定後直ぐ発送していただければいくらかでも対応可能という事で、回答が来ましたんで10月25日で発送したいと思います。これで、発送するだけじゃいけないので2週間程度の異議申し立て期間を設けまして、11月8日まで異議申立期間を設けようと思います。その後決定いたしまして11月の総会ぐらいに最終的に全部決定されたか、皆さんの方にまたご報告したいと思います。よろしく審議をお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。この件につきまして何かご質疑ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい。それでは、採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案に対して決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>

委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第4号は原案の通り決定をいたします。 続きまして、議事順位第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	それでは、本日配布しております、令和3年10月29日告示、令和3年11月1日の開始の農用地利用集積計画をご覧ください。今回全体で27筆でございます。利用権の設定面積が新規と再設定とを合計しまして48,891㎡貸手が9名、受け手が2名でございます。内訳は4ページ目以降でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農業時の農業計画が基本構想に移行すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員さんより何かこの件につきましてありましたら補足説明をお願いいたします。公社にいくんですけど、この後はどこの営農組合にいくんです。
事務局	この後は、●●●●という今、自動車部品作られているんですけどもここが新しく農業部を設立するという事で、●●●●
馬屋原委員	ちょっとええですかいね。
議長	はい。
馬屋原委員	今、7番の●●●さんが1丁4反それでさっき農地法第3条で、息子の名前で1丁4反協議しよるけどええんかね。どっちがメインなん、親のままじゃないんか。
事務局	3条の方での取得は、息子さんの●●さんですが、●●さんも農作業を行われてるんで、●●さんが取得しても問題はないと思います。

議長	あの、家族よね。
事務局	はい、同一世帯になります。
議長	同一世帯で、じゃから面積が経営面積と一緒になる。
馬屋原委員	同居しよったら変更してもええんかね。わからんようになった。だんだん。
議長	一番最後の●●さんもここに出てくるんですね。だから公社がからんだら問題なんです。個人から個人やったら問題ないが。
井町委員	7番は、これはだから最終的には、どこ行くそ誰に行くんですか、7番のね●●さん最終的にはだれが管理するんじやろう息子さん。
議長	息子が管理、息子と親子二人で管理しよるんじゃない。
井町委員	だから、息子さんが1号は息子さんが買うて、これはお父さんが息子さんに貸すそかねそういう意味。
議長	いや、これは●●●●っていう会社が、
事務局	今は自動車部品工業なんですけど、新たに農業部を立ち上げられるという事で、2番から9番の部分につきましては、後は●●●●●に行きます。
事務局	ちょっとよろしいですかね。この今の件なんですけど、申請されたのがこの利用権は11月なんですけど、10月ぐらいなんですけど、3条の方は9月の方で夏に出ていますので、9月の方はまだその利用権設定で貸しますよってなってますので、息子さんもそのまま同一世帯になって一緒に入っていますから、すべての面積が加味されます。取得した後に今回の総会でかかってないからこの今の部分はわかりませんが、この今の3条でかかっている14, 127㎡のは、この後にこの利用権設定するようになり

	ますんで、同じ面積がきても問題ないと思います。以上です。
井町委員	ただ息子さんが土地を買って、お父さんは預けるこうゆう事やろ。だから、
事務局	その申請が、預ける予定ですけど、この3条で取得の分は、貸しますよって多分前に申請が出てますんで、すべての面積が、
井町委員	わからんけど、14,000あれば息子さんが買われても問題はないという事ですね。お父さんがもろうても息子さんが買うてならええって事よね。
事務局	はい、そうです。
議長	お父さんが買うても問題ない。
井町委員	息子さんでもお父さんでもええってことやね。
議長	買うのが先で貸すのが後やから。
井町委員	はい、いいです。
議長	貸すのが11月1日からになります。よろしゅうございますか。他にございません。それでは、採決に移りたいと思います。議案第5号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第5号は原案の通り決定をいたします。 続きまして、議事順位第6 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届について事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。

事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。申請地は●●●●●●から南に2.3kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局を設置する届出です。</p> <p>2件目。申請地は●●●●●●から北西に2.4kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局を設置する届出です。以上報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
俵委員	<p>はい。7番俵です。一番目の携帯電話基地局なんですが、場所は●●の国の中から●●●●●道沿いをずっと●●方面といいですか●●●方面にいいですかそちらに行った所で、●●の集落、家のない場所になってどこかと言われても説明が出来ないような所で、場所的には、●●●●●の横で、ちょっと何と言いますか駐車場のような広場がありまして、その一画にアンテナを●●のアンテナを建てたいという事で、農地からも離れており問題はないというふうに思いました。</p> <p>続きまして2番目ですが、これは●●の何と言いますか、●●●●●の裏側と言いますか、ちょうどその辺りになる所で、このアンテナが建つ所は住宅の入り口の道路と裏を、●●●●●の裏手をぐるっと回ると道路に面した、農地の端っこになっておりまして、周囲の農地に与える影響は、ないかというふうに見てまいりました。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
安永推進委員	<p>推進委員の安永です。1番ですが俵委員の言われた通り●●の山間の場所に建てられるという事で問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いいたします。</p> <p>続いて2番ですが、場所的には田んぼの角っていう事で、周囲に影響があるとは思われません。設置に問題はないと思います。それですね、ちょっと現地に行った時に、私は設置される土地の所有者の隣のもんだけど、設置をする時に止める車、それから重機を置くのによく注意してくれっていうお話があったんですが、私それはちょっと話の筋からすると私が言う話じゃないんじゃないかなという説明したんですが、それは関係ない、関係ないっていう事で突っ張ねられて、もし建築許可がおりるようでしたら、建築許可が要るようなもんでしたら、その時に申し送りをですね、建設に当たってどうかその辺を注意していただきたいっていうお話をですね、申し送っていただけるとありがたいな、地元委員としてはですね、思うのでよろしくをお願いいたします。</p>

議長	はい、わかりました。どっちの方です。
安永推進委員	2番です。
議長	2番の方ね。2番の方については、車等の通行の邪魔にならないように、気を付けて工事を施工してくださいと、地域からそのような話が出てますっていう事で、施工業者の方にちょっと所属の方をお願いします。（「はい」の声）他に何かございませんか。ないようでしたら報告第1号を終わらせていただきます。 続きまして、議事順位第7 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	7件朗読。 1件目。農地法3条農地等権利移動許可申請の為、双方の合意により解約されたものです。 2件目～7件目。番号2番の●●●●番を除いて農地中間管理機構を通して権利を設定されるため双方の合意により解約されたものです。4842番は今後転用をされる予定です。以上報告いたします。
議長	4842番については今後転用ですね。はい。後はさっきの公社との関係ですね。（「はい」の声）ありがとうございます。地元委員より何か補足がありましたらお願いします。委員の皆さん何かご意見等ございましたらお願いいたします。ないようでございますので、報告第2号を終わりたいと思えますがよろしゅうございますか。（「はい」の声）終わらせていただきます。 議事順位第8 報告第3号 農地転用現況証明について事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	朗読。 昭和36年に居宅を新築し、そこから居宅への進入路として利用され現在に至ります。以上報告いたします。
議長	はい、ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
中嶋委員	はい、中嶋です。場所的には●●●●●の近くの●●●●の真裏ぐらいになる所です。一軒家が建っておりまして進入路があるんですけれど地籍調査をした時に、その時していれば問題なかったんだと思われました。今現在はそういった感じになっておりました。

議長	<p>以上です。</p>
三戸推進委員	<p>はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
議長	<p>推進委員の三戸ですが、現地に行ったんですけど、ここの道についてはおるんですがほとんど人は通りません。そういうところですんでよろしくをお願いします。</p> <p>今、中嶋委員の報告の中にありました通り、●●につきましてはかなり早い時期に地籍調査がすべて終わっております。なぜかここだけ抜けてたんじゃないかなとその辺についてはなぜ抜けたかってのは定かではないんですが、かなり前に建てられた家ともう今にも倒壊しそうな車庫とがございました。事実でございます。委員の皆さんの方より何かご質疑ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）特に発言ないようでございますので報告第3号終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは報告第3号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、議事順位第9 報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>今回24ページ目にありますように1件有限会社●●●●●から提出がありました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等審査しましたところ適正でありましたことをご報告申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。何かご質疑等ございましたらお願いいたします。特に発言ないようございましたら終わらせていただきたいと思いますがよろしゅうございますか。（「はい」の声）はい。それでは、報告第4号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、農業相談日の状況でございますが、予約もありませんでしたので農業相談は行っておりません。以上で議案等についてはすべて終了いたしました。委員の皆さんより何か今後の事について等々、ご意見等ございましたらお願いいたします。はい。</p>
俵委員	<p>はい、すみません。今日タブレット使わしていただいて結構いいなと思ってるんですけども、もしかすると圃場整備にタブレットがあれば次の議案なりデータを送ってもらうことは可能なものでしょうか。私のメルアドを例えば事務局に送ったら、ここに議案なり資料を送っていただけることは可能なことなんでしょうか。</p>

事務局	送ることは可能です。
俵委員	可能。そうした場合会長もしかすると、データーをもらったら、タブレットを持って総会に参加してもこれも可能だという事なんです。
議長	そういうことですね。
俵委員	そういうことですね。はい、すいません。ありがとうございます。
議長	それでは、事務局の方から。
事務局	来月の予定になりますけども、11月の日程の表をご覧ください。次回は総会は11月16日に行う予定ですけども、その総会前に令和3年度農業委員及び農地利用最適化推進委員等の研修会を午後1時半から3時30分までの予定で開催いたします。その後、総会を3時40分ぐらいから行いたいと思っております。それと農業相談日につきましては、11月9日、火曜日、9時からの予定です。当番委員は、馬屋原委員、伊藤委員、井町委員となります。それと現地調査は、11月8日、月曜日、9時からの予定です。当番は阿部委員さんと倉増委員さんとなります。よろしくお願いたします。
事務局	号令

午後15時30分閉会

議事録は正確なることを認め署名する。

令和3年10月18日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

